

## 出来事（2016年3月）

### 1. 新規の食品添加物の指定

3月も、新規指定はありません。（現在の指定添加物：449品目。）

現在、過酢酸製剤（過酢酸、オクタン酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、使用基準の変更）、亜セレン酸ナトリウム、次亜臭素酸水、アスパラギナーゼ（*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株）の新規指定、硫酸亜鉛、亜塩素酸ナトリウム、過酸化水素の使用基準の改正に向けた手続きが進められています。また、アルミニウムを含む国際汎用添加物4品目については、TPPにおける日米並行協議で、速やかに指定するとされています。しかし、現在のところ、内閣府食品安全委員会の健康影響評価を終えておらず、先月と状況は変わっていません。

### 2. 組換えDNA技術応用食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（22品目、最終：2016年3月29日）

NZYM-AV株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼ（3月29日官報掲載）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000071167.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（70品目、最終：2016年3月1日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000071168.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物リスト（4品目、2016年3月29日現在）

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228株、ダニスコ）、ホスホリパーゼ A2（PLA-54株、DSM社）、5'-イノシン酸二ナトリウム（RN-No.2株、味の素）、L-ヒスチジン（HIS-No.2株、味の素）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000071169.pdf>

また、遺伝子組換え技術を用いて生産し、その後高度に精製された食品添加物について、制度の緩和が検討されています。

### 3. 機能性表示食品の届出

4月17日から、消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されています。

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

これらを消費者庁の区分に従って、集計すると以下のようになります。（3月17日届出まで）

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
131品目	140品目	2品目	275品目	2品目

### 4. 食用ココナツ油、宣伝に根拠無し（4月1日、マスコミ各紙）

「3月31日、消費者庁は、『認知症やがんを予防する』と宣伝して食用ココナツオイルを販売したのは根拠が認められず、景品表示法違反（優良誤認）に当たるとして、食品関連会社「ココナツジャパン」（東京）に再発防止を求める措置命令を出した。」と各紙が報じました。

## 5. 「健康食品」の利用に関する消費者調査（東京都）

東京都は、東京都食品安全条例に基づき、「健康食品」の安全確保や正しい利用方法の啓発を行っており、それらの施策に資することを目的とした調査を行ったとして、3月29日、報告書公表しました。  
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2016/03/60q3t100.htm>

## 6. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（3月29日現在）  
[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)
- ② 福島県の一部地域（※）で産出される平成28年産の米のうち、県の定める管理計画に基づかない米について、3月25日本日、出荷制限が指示されました。  
尚、原子力災害対策本部から福島県への指示（別添1）、福島県の管理計画（別添2）及び※で示された一部地域の具体名は、この報告書では省略しました。

## 7. 第17改正日本薬局方の告示

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき、日本薬局方の改正が3月7日に告示されました。4月1日から適用されます。

## 8. CODEX 第48回食品添加物部会（CCFA）

3月14日～18日まで、中国の西安で開催されたとのことです。1月29日に開催された国内会議（第67回コーデックス連絡協議会）では、仮議題が報告されたのみで、正式な全議題、さらに、日本の対応について、「食品添加物条項の策定が進むよう適宜対処したい。」とされ、具体的な対応については、示されなかったと思われます。

- ・第67回コーデックス連絡協議会 資料

[http://www.caa.go.jp/foods/pdf/codex\\_siryo\\_67.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/codex_siryo_67.pdf)

- ・CODEX 第48回食品添加物部会（CCFA）開催案内と議題等

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings-reports/detail/en/?meeting=CCFA&session=48>

## 9. GMO表示の阻止、不成立（米国上院）

州によるGMO表示要求の阻止を狙った共和党の法案に対して、3月16日、上院で可決に必要な60票に届かず成立しなかったとのことです。

<http://www.sciencemag.org/news/2016/03/opposition-stalls-gmo-food-labeling-bill-us-senate>

## 10. グリホサートの安全性決定の延期（EU）

グリホサートの認可を15年延長し、2031年までとする決定を延期するとのことです。

<http://www.reuters.com/article/us-health-eu-glyphosate-idUSKCN0W922K>

#### 11. グリホサートに関する Q&A (IARC)

IARC (国際がん研究機関) が、2015年3月に、グリホサートを「ヒトにおそらく発がん性がある。」(グループ2A) に分類した件について、IARC の立場が Q&A として、本年3月1日付けで公表されました。

[http://www.iarc.fr/en/media-centre/iarcnews/pdf/Q&A\\_Glyphosate.pdf](http://www.iarc.fr/en/media-centre/iarcnews/pdf/Q&A_Glyphosate.pdf)

#### 12. 米国におけるヒ素および有害重金属等の規制に関する情報 (JETRO)

食品中のヒ素および有害重金属等の規制と米国 FDA が行った牛肉、水産物、野菜・果実、緑茶におけるサンプリング調査をもとに、まとめられています。(表紙含め18ページ)

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2016/6c14deb8dd925f90/us\\_heavymetals\\_rp201602.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/6c14deb8dd925f90/us_heavymetals_rp201602.pdf)

#### 13. 中国 GMO 査察報告書 (EU・FVO)

中国から EU に輸出された米製品に GMO が混在していたことから、EU・FVO による緊急査察が実施され、GM 米が混入する潜在リスクが存在するので、リスクを軽減するための取り組みが求められるとされました。(英語と中国語で意見が併記されています。)

[http://ec.europa.eu/food/fvo/audit\\_reports/details.cfm?rep\\_id=3593](http://ec.europa.eu/food/fvo/audit_reports/details.cfm?rep_id=3593)

#### 14. CSPI、スクラロースを「注意」から「避ける」に格下げ

スクラロースをマウスに与えた試験で、高用量群で造血系のがんが増えた ( $p < 0.05$ ) とのデータに基づくものです。しかし、この試験系については、問題が指摘されています。

<http://www.cspinet.org/new/201602081.html>

#### 15. 遺伝子分析真偽判別法 (韓国)

食品医薬品安全処は、不当利得を取る目的で、肉眼では区別しにくい原料を使用した不良食品を摘発するために、2015年は食品原料45種について、遺伝子解析真偽判別法を開発したと、3月9日、明らかにしました。政府の推進課題の一つである「不良食品根絶」の一環として、その判別法を開発してきており、2011年から209種の遺伝子分析法を開発したとのこと。

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=30771&cmd=v>

#### 16. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社サンルイ・インターナショナルが、フランスから輸入した各種の「健康食品」のモニタリング検査で、ソルビン酸が、0.071、0.26、0.30、0.37、0.51g/kg 検出され、食品添加物の対象外使用として、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・アイメックストレディング株式会社がブラジルから輸入した「シロップ」の行政検査で、指定外添加物ファーストレッド E が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

(作成：2016年4月1日)